

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R○. ○月○日付け徳島新聞記事（農林水産省の交付金事業を担う〇〇市の「〇〇広域協定運営委員会」工事代金〇〇〇万〇千円を着服した事件で、新聞記事に基づく、県が保有する書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公文書を取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年1月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類 別紙添付する。

（以下、別紙協議書内容）

〇〇第〇〇号（令和〇年〇月〇日付け）R○. ○月○日付けの徳島新聞記事に〇〇土地改良区理事長が横領等をしていたのでR○. ○月○日付けで退職届を県に提出し

ているが、土地改良法に基づく要項及び定款等の規約が示すものが開示されていない。
理事長退任に関して（何日以内に選挙等）提出するのか。

国県市との事業途中の交代であり、改良法では事業の責任者の不正で辞任している。
公金を横領している中で情報公開で、同改良区の定款及び職務規定関係の書類がない
ので、文書回答をお願いします。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり
である。

〇〇総合県民局農林水産部〇〇は、審査請求人が公開を求めている書類は、〇〇広
域協定及びその活動組織である〇〇環境保全協議会、〇〇環境保全協議会における工
事及び工事代金に関する書類であると特定したが、当該の書類は、徳島県多面的機能
支払交付金交付要綱において提出を求めていることから、文書は保有しておらず、
本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年1月18日	諮問
令和7年 2月20日 第3部会（第17回）	審議
同 年 3月19日 第3部会（第18回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、審査請求書において〇〇土地改良区の定款及び職務規
定（以下「定款等」という。）を公開すべき旨主張しているが、実施機関は本件請求
に係る公文書を保有していない旨主張しているため、以下、請求の対象公文書の特定
及び保有の有無について検討する。

2 公文書の特定及び保有の有無について

（1）公文書の特定について

実施機関の弁明によると、審査請求人が提出した公文書公開請求書に基づき、〇〇広域協定及びその活動組織である〇〇環境保全協議会、〇〇環境保全協議会が発注した工事及び工事代金に関する書類（以下「本件公文書」という。）を特定したとのことである。

これに対し、審査請求人が公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、本件公文書と特定したことについては、不合理な点はない。

（２）公文書の保有の有無について

徳島県多面的機能支払交付金交付要綱において、本件公文書の提出を求めておらず、その他実施機関が本件公文書を取得する事情も認められないことから本件公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

３ 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第３部会委員名簿

（５０音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	